



社会福祉法人  
肝付町社会福祉協議会  
肝付町ボランティアセンター

# 望 縁 郷

vol.44  
2022

編集発行：肝付町社会福祉協議会 【やぶさめの里総合公園福祉会館内】  
TEL：0994-68-8188 FAX：0994-68-8187  
<https://www.shakyo.or.jp/hp/1761/>

## 町民のみなさん、「安心」をありがとう！



肝付町社会福祉協議会では、「県下一元気で安心・安全な町づくり」の一環として、『赤い羽根共同募金』の財源を活用して町内の新一年生に毎年防犯ブザーを贈っています。子どもは「社会の宝」「地域の宝」、そのかけがえのない笑顔地域ぐるみで温かく見守りましょう。

### ◆記事内容◆

- 肝付町共同募金委員会からのお知らせ・・・ P2
- 社協会員募集・日本赤十字社肝付町分区より・・・ P3
- 養護老人ホーム国見園「四季のたより」・・・ P4
- 人と人の心を結ぶ〈結いの家〉・・・ P5
- 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業について・・・ P6
- ペットボトル交付式/パラスポおおすみ活動・・・ P7
- おおすみ地域成年後見センターについて・・・ P8

### 望縁郷(ぼうえんきょう)の願い！

望んでいます。地域の温かいつながり(縁)で、誰もが安心して暮らせる肝付町(郷)であることを！

ボランティアや福祉活動を、気軽に楽しく(エンジョイ)、今日(キョウ)から始めて頂きたいと願っています！

この「望縁郷」が故郷肝付町と町外の肝付町出身の方との望遠鏡(ぼうえんきょう)になれば願っています！

この情報誌は、共同募金の助成を受けて発行されています。

# 肝付町共同募金委員会からお知らせ

肝付町共同募金会では、「じぶんの町をよくする仕組み」のスローガンのもと、令和3年度に肝付町内で集められた『赤い羽根共同募金』を福祉または福祉に関する分野で、住みよい地域づくりにつながるような活動を行っている団体やボランティアグループに配分することで肝付町の福祉活動を応援しています。

## ○令和4年度助成金事業報告○ (令和3年度募金による助成金事業)

県共募配分	648,000円	大規模災害等の助成金・各福祉施設・各福祉団体
団体等配分	430,000円	15団体(下表)
地域配分	1,836,323円	安心巡回車事業・ボランティア育成事業・地域福祉事業等
令和3年度配分金(総額)	2,914,323円	

### 令和4年度 赤い羽根共同募金助成金配分団体

事業名	事業種別	事業名	事業種別	
岸良地域支えあい委員会	地域福祉事業	国見地域づくり協議会	地域づくり事業	
寄って結って会		宮富祭り実行委員会		
高山小学校	特別支援学級	きしたん母ちゃん弁当グループ	福祉団体育成事業	
国見小学校(ひまわり)		町老人クラブ連合会		
国見小学校(たんぼぼ)		宮富地区公民館		異年齢交流事業
内之浦小学校		後田地区公民館		
エコーせせらぎ	ボランティア団体	波野地区公民館		
富山サロン	高齢者いきいきサロン			



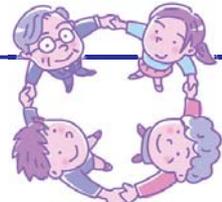
内之浦小学校(工作づくり)



岸良地域支えあい委員会(夏祭りの様子)

### 助成金配分団体(事業対象)

- ・住民の参加と協力による活動で、行政に依存しない活動。
  - ・住民福祉の向上に寄与し、募金された方に理解してもらえるもの。
  - ・事業ごとに区分がはっきりしており、助成金の使途が明確なもの。
- ※一つの団体において複数の事業を申請することも可能です。



共同募金は、各地域に存在する生活課題や地域課題を解決するための活動の財源として位置づけられています。この運動の目的を達成するために、地域住民やさまざまな団体などが参画することにより、住民や地域の団体の意思を反映することができる、住民参加型の運動をめざしています。

### 共同募金ネット寄付

「共同募金」→「はネット」→「肝付町」で 🔍 検索



**赤い羽根共同募金は、地域福祉に取り組むあなたのまちづくりを支援します。**

○共同募金助成に関するお問い合わせ先：肝付町共同募金委員会 事務局(肝付町社会福祉協議会内・68-8188)

## 令和4年度 社会福祉協議会の会員募集にご協力をお願いします

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法で唯一『地域の福祉』を推進する社会福祉法人と位置づけられており、それを実現するための各種福祉事業や、在宅介護を支える公益性の高い介護サービスを実施しています。

高齢者や障がい者の方々はもちろん、町民のだれもが明るく安心して暮らせる元気な福祉のまちづくりのために、住民・企業・事業所・団体によって組織される団体です。

会員の種類	対象	会費(年額一口)
一般会員	町内各世帯	500円
特別会員	特に社協事業に賛同いただける町内の保健、医療、福祉団体、企業、事務所、町内外の個人	1,000円
団体会員		
個人会員		

※例年、一般会費は4月に各振興会長・班長さん方のご協力をいただき、各世帯をお願いしております。

## 日本赤十字社肝付町分区 令和3年度活動報告

日本赤十字社会員増強運動月間(5月)へのご協力、ありがとうございました。引き続き、寄付金等についても受付けておりますのでよろしくをお願いします。

日本赤十字社は、会員から寄せられた会費・寄付金を財源に、支援物資の備蓄、救護班の訓練・組織化をおこない、災害等が起こった際に備えています。肝付町分区でも台風・水害などの被災者に救援物資の配布や、訓練実演などの啓発活動による防災意識の向上に務めています。

### 災害支援物資 肝付町内令和3年度配布実績

・被災件数 1件 < 毛布0枚 ・日用品類0セット ・タオルケット0枚 ・ブルーシート1枚 >

### 肝付町内令和3年度訓練等実績

・非常炊き出し訓練 2回 ・肝付町赤十字奉仕団による炊き出し実演 0回

※新型コロナウイルスの影響にて実施できませんでしたが、炊き出し等についてはお問い合わせください。

### 赤十字講習会 令和3年度活動実績

・救急法 9件 ・水上安全法 1件 ・幼児安全法 4件

## 赤十字講習会のご案内

県民の皆様が健康で安全な生活をおくっていただくために、日本赤十字社鹿児島県支部では下記講習会を開催しています。これらの講習会で身につけた知識と技術は、非常時や日常生活だけでなくボランティア活動などにも役立ちます。日程及び各種講習の内容につきましては県支部ホームページ( [「検索」](#)「日本赤十字社鹿児島県支部」[「クリック」](#) ページ下方「講習会・セミナーに参加したい」)等でご確認ください。

○救急法 ○水上安全法 ○幼児安全法 ○健康生活支援講習 ○海の安全教室

また、10人以上のグループ(受講者)を対象に赤十字講習会指導員派遣をおこなっています。上記ホームページで詳細をご確認の上、派遣希望日の2ヶ月以上前に(原則)お問い合わせください。

※新型コロナウイルスの影響で中止となる可能性があります。

日本赤十字社鹿児島県支部

【講習受付】099-256-2099【代表電話】099-252-0600 受付時間 平日9:00～17:00

※申込用紙は日本赤十字社肝付町分区(肝付町社会福祉協議会内)にも準備しています。 電話・68-8188

## 九州八県赤十字大会で受賞

令和3年11月11日(木)、日本赤十字社名誉副総裁寛仁親王妃信子殿下のご臨席のもと、大分県立総合文化センター「iichiko グランシアタ」(大分市)において九州八県赤十字大会が開催され、本町からは村商(株)の新村順一郎様(株)の新村順一郎様が「金色有功章」を受賞されました。

また、村商(株)様は、昨年9月に「赤十字サポーター」にも登録されており、日本赤十字社鹿児島県支部より認定証が送られました。



## 日本赤十字社ネット寄付

日本赤十字社が赤十字活動へのネット寄付を受け付けています

「日本赤十字社」→「寄付」で 検索



日本赤十字社に関するお問い合わせ先  
日本赤十字社肝付町分区  
(肝付町社会福祉協議会内  
☎68-8188) 担当:有村

# 養護老人ホーム国見園からの 四季のたより

養護老人ホーム国見園は、引き続き感染症対策に取り組みながら、待ち遠しかった春の陽気を迎えて入居者様に楽しんでいただいた季節行事を紹介します。



## 節分

今年の節分も鬼がやってきました。鬼は外、福は内 1年間の無病息災を祈願し、豆まきを楽しみました。



4月に中庭の八重桜が満開となり、桜の下で花見をしました。歌ったり、踊りをされたり皆さんの笑顔がとても素敵でした。



百歳の誕生日、おめでとうございます。食事や体操などを頑張っておられる姿は皆様の目標となっています。



柏原海岸のルーピンが満開となり、皆でお出かけしました。当日は暖かい日和で、ルーピンと笑顔の良い写真が撮れました。



4月には看護実習生と一緒に、貼り絵やレクリエーションを楽しみました。



### ◆養護老人ホーム国見園

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 4585 番地 2  
TEL : 0994-65-2302 FAX : 0994-65-1560

### ◆デイサービスセンター国見園

TEL : 0994-65-1550 FAX : 0994-65-1560

スタッフ募集については、直接お問い合わせください。【担当：中村（浩）】

# 人と人の心を結ぶ 〈結いの家〉

肝付町社会福祉協議会では、生活を支え合える地域づくりを目指し、町内6小学校区に分けた地域内の空き家を活用し、現在5ヶ所の校区に結いの家が設置されています。今回は平成29年に誕生した《おじゃんせ結いの家》をご紹介します。

## おじゃんせ結いの家

◎支え合う地域の拠点として、誰でも気軽に集って助け合い活動や生きがいづくりに利用することができます。

### サロン活動

◎地域の方々が自主的に運営されている集いの場、交流の場がサロンです。高齢者に限らず、子育てサロンや障がい者サロンなどがあり、地域活動の集いの場として、どなたでもご利用いただくことができます。

### 暮らしの保健室

毎月第2火曜日・第4火曜日 10:00～12:00  
地域にお住まいの方々の暮らしや健康、医療、介護の相談を受けています。

### 椅子ストレッチ体操

椅子に座った状態でできるストレッチ体操です。転倒予防・腰痛予防・肩こり予防、心と体のリフレッシュにつながっています。現在月に2回開催されています。

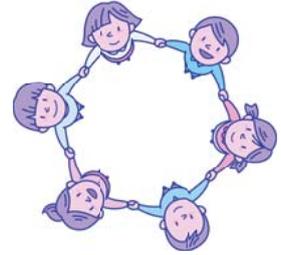
その他様々な活動が行われております。お気軽にご利用ください。



### 《お問合せ先》

肝付町社会福祉協議会 (肝付町地域包括支援センター内)  
生活支援コーディネーター 中村 ほなみ  
TEL 65-8419

# 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業



## 1. 事業の目的

この事業は、ボランティア活動をしている、またはこれからボランティア活動を始める児童・生徒にボランティアカードを配布し、活動の実績に応じてカードへスタンプを押印するというものです。次代を担う子どもたちのボランティアに取り組むきっかけづくりと活動の定着・継続を図ると共に、子どもたちの社会参加への理解と関心を高め、みんなで支えあう住みたいまちづくりを目指していくことを目的としています。

## 2. 対象となる方

肝付町内の小学生、中学生、高校生

## 3. 対象となる活動 ※学校管理下で行われる活動は対象となりません。

地域社会や個人・団体の福祉の増進に寄与するボランティア活動が対象となります。  
 (例) 施設等訪問、地域内清掃(河川・海岸など)、収集・募金活動、献血、自然環境保全活動、緑化活動、文化継承、郷土芸能、行事参加活動、災害ボランティア活動、子ども会や公民館等の行事などです。

## 4. 「私のふれあいボランティア活動カード」の利用方法

全体の流れ

### ①各学校から活動カードをもらう 《小学生：ピンク 中・高校生：グリーン》

【肝付町社会福祉協議会(本所・内之浦事業所)にも置いています】



### ②ボランティア活動をする

ボランティア活動に参加した人は、最寄りの窓口に活動カードをお持ちください。



### ③スタンプを押してもら

【窓口：各学校・各地区公民館・肝付町社会福祉協議会(本所・内之浦事業所)】

- ・活動1回につき1スタンプを押します。 ※原則：1日1スタンプ(30分以上の活動)
- ・活動カードに必ず活動日や活動内容を書いてください。



### ④10スタンプ貯まったら

10スタンプ毎に『ボランティア認定証』を発行しますので、活動カードを肝付町社会福祉協議会窓口へお持ちください。

## 5. 問い合わせ先

肝付町ボランティアセンター  
 (肝付町社会福祉協議会内)  
 〒893-1207

肝付町新富5589-8《肝付町福社会館》  
 電話：68-8188 担当：有村



表

裏



## ペットボトルキャップありがとうございます

3月10日、高山中学校生徒会より肝付町社会福祉協議会へペットボトルキャップが贈呈されました。本会では、町内の小中学校・高校や企業をはじめ、たくさんの方々からペットボトルキャップなどの寄付をいただいています。高山中学校教頭の福永先生は、「子どもたちと教職員がともに自分にできることは何なのかを常に考え、小さな一歩を積み重ねて、社会に貢献できるようにこれからも学校全体でボランティア活動に取り組んでいきたいと考えています。」と話されました。ありがとうございました。

肝付町内で集められたペットボトルキャップは、「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」が「国連児童基金：ユニセフ（unicef）」に発注するワクチンの代金となります。



令和3年度生徒会長 益山 昊大さん

## パラスポおすすめ活動

障がいのある方々とその支援者で組織する「パラスポおすすめ」は、毎月第3土曜日に肝付町福祉会館やその周辺の広場を利用して活動しています。どなたでも参加できますが、保険をかけますので事前にお申込みください。保険料について個人負担はありません。児童・生徒のみなさんは、「児童・生徒のふれあいボランティア活動事業（※）」の対象になりますので活動カードを持参して参加ください。（※）概要については、P6 参照 道具の貸し出しも致します（無料）ので、興味がある団体や地域の健康づくり教室等に是非ご活用ください。



《お問い合わせ・申し込み》

社会福祉法人 肝付町社会福祉協議会

住所：肝付町新富 5589-8 (町福祉会館) 電話：(0994)68-8188 / FAX：(0994)68-8187

メール☒：chifuku@po3.synapse.ne.jp 担当：中村（美）

## 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和4年度

# ボランティア活動保険

商品パンフレットは  
**コチラ**  
(ふくしの保険ホームページ)



### 保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 入院中の手術		65,000円		
	保険金 外来の手術		32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外 <sup>(*)</sup>		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	550円

\*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

### <基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

### ◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。



## ボランティア行食用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

## 送迎サービス補償

(傷害保険)

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

### 団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)  
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

### 取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667  
 受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



## おおすみ地域成年後見センターが誕生しました！



大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町の5つの町と社会福祉法人肝付町社会福祉協議会が共同で「おおすみ地域成年後見センター」を令和4年4月1日に肝付町福祉会館に設置し、同月20日に開所式が執り行われました。センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力に不安のある方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進のための支援を実施し、高齢者や障がい者等の権利擁護を図ることを目的としています。

【事業内容】 認知症の方や知的障がい、精神障がい者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関等との連携及び協働により、成年後見制度の周知及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のために(1) 広報業務、(2) 相談業務、(3) 利用促進業務、(4) 後見人等支援業務、(5) その他利用促進に関する業務を行います。

〇問い合わせ先：おおすみ地域成年後見センター ☎：68-8188 担当：森・中村(美)



# 成年後見制度

せいねんこうけんせいど

### せいねんこうけんせいど しゅるい ●「成年後見制度」の種類●

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
ひとりで決めることが できるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理 <small>※申立てにより裁判所が定める行為</small>	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理 <small>※申立てにより裁判所が定める行為</small>	すべての契約等の 代理・取消 <small>※日常生活に関する行為は除く</small>
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

詳しくは、厚労省「成年後見はやわかり」のホームページでご確認ください。

「成年後見はやわかり」 <https://guardianship.mhlw.go.jp> を加工して作成しています。